

(参考) 施設設置負担金(※2004年11月5日公表の資料を一部修正)

1. 電話加入権と施設設置負担金の関係について(参考1～3参照)

電話加入権とは、「加入電話契約者が加入電話契約に基づいて加入電話の提供を受ける権利」(電話サービス契約約款第21条)です。

一方、施設設置負担金は、加入電話等の新規契約の際にお支払いいただく料金であり、加入電話(単独電話)の場合で現行39,600円となっています。

この施設設置負担金は、加入電話等のサービス提供に必要な当社の市内交換局ビルからお客様の宅内までの加入者回線の建設費用の一部を、基本料の前払い的な位置付けで負担していただくものであり、お客様がお支払いいただいた額を加入者回線設備の建設費用から圧縮することにより、月々の基本料を割安な水準に設定することでお客様に還元しており*、解約時等にも返還しておりません。

したがって、施設設置負担金は、当社が電話加入権の財産的価値を保証しているものではありませんが、社会実態としては、電話加入権の取引市場が形成されています。また、質権の設定が認められ、法人税法上非減価償却資産とされる等の諸制度が設けられています。

* 2019年度以降の新規取得の施設設置負担金については、圧縮記帳を廃止

2. 施設設置負担金を取り巻く市場環境の変化について(参考4～7参照)

お客様にお支払いいただいた施設設置負担金は、電話の早期普及のための設備建設資金の調達手段として、電話網の建設に大きな役割を果たしてきましたが、電話の加入数が減少に転じる中で、その意義が低下してきていると考えています。

当社は、お客様の初期負担を軽減するため、施設設置負担金相当額を月々の基本料に加算してお支払いいただく「ライトプラン」を、INSネット64(1997年7月～)・加入電話(2002年2月～)を対象に選択制サービスとして提供していますが、現在では、新規契約のお客様のうちの大半の方がライトプランを選択しています。

また、最近では、競争事業者が施設設置負担金のような初期負担を設けない電話サービスを開始する等、市場環境が著しく変化しており、当社としても、新たな事業環境に適応するために、施設設置負担金の見直しが必要な状況になってきておりました。

3. 施設設置負担金の見直しについて(参考8、9参照)

こうした施設設置負担金を取り巻く市場環境の変化を背景に、2004年10月、総務省情報通信審議会において、施設設置負担金に関して、「既存契約者や電話加入権取引市場等に対して一定の配慮をしつつ、NTT東日本及びNTT西日本が廃止も選択肢とした見直しを欲するのであれば、容認されるべき」とする答申(「平成17年度以降の接続料算定の在り方」最終答申)が出されました。

当社は、上記の答申の内容を踏まえて、関係各方面への影響等に配慮し、当時の電話加入権取引市場の売買価格に直接影響を与えない範囲内で、施設設置負担金(ライトプランの加算額を含む)の値下げを実施いたしました。また、値下げの実施時期については、お客様への事前の周知期間を十分確保するとともに、電話の新規契約が多い転勤・新入学卒業期に間に合うよう、2005年3月1日からいたしました。

また、今後の施設設置負担金の見直しについては、お客様のご理解を得つつ、電話加入権取引市場の動向や関連諸制度の見直しとの関係を見極めて、検討してまいります。

4. お客様への周知について

2005年3月の施設設置負担金の見直しにあわせて、施設設置負担金に関するお客様のご理解を深めていただくよう、電話料金の請求書等に同封するハローインフォメーションや新聞広告等を用いてお客様への周知を図ることにより、お客様への適切な説明に努めました。

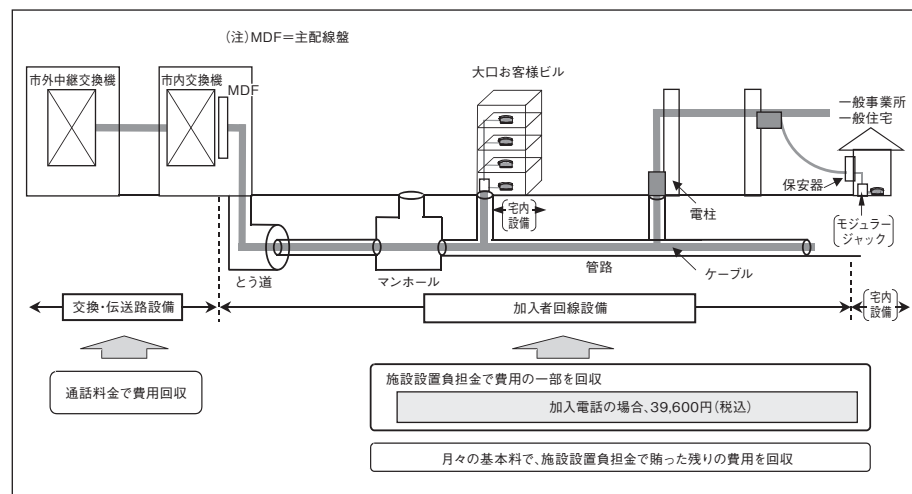
〈参考1〉加入電話の施設設置負担金の変遷(税抜)

(大阪・単独電話の場合)

年 月	施設設置負担金の料金水準(1契約当り)	(参考)電信電話債券(1契約当り)
1952年当時	装置料 4,000円 負担料 30,000円 } 合計 34,000円	
1953年 1月	↓	電信電話債券 60,000円
1960年 4月	設備料 10,000円	↓ 電信電話債券 150,000円
1968年 5月	設備料 30,000円	
1971年 6月	設備料 50,000円	
1976年11月	設備料 80,000円	
1983年 3月	(注)80,000円に含まれていた宅内工事費8,000円を差し引いたものです。従って、宅内(配線・機器)の工事を行う場合には、実質負担額に変化はありません。	廃止 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(拡充法)」の廃止
1985年 4月	工事負担金 72,000円	
1989年 4月	(施設設置負担金に名称変更) [1997年7月にINSネット64・ライト、 2002年2月に加入電話・ライトプランを提供]	(注)償還期間満了後に資金を償還する性格のものです。
2005年 3月	施設設置負担金 36,000円 (現在)	

〈参考2〉施設設置負担金の料金設定の考え方

・施設設置負担金は、加入電話等サービスの提供に必要な当社の市内交換局ビルからお客様の宅内までのお客様に専有して敷設される加入者回線設備(線路設備等)の建設費用の一部を賄っています。

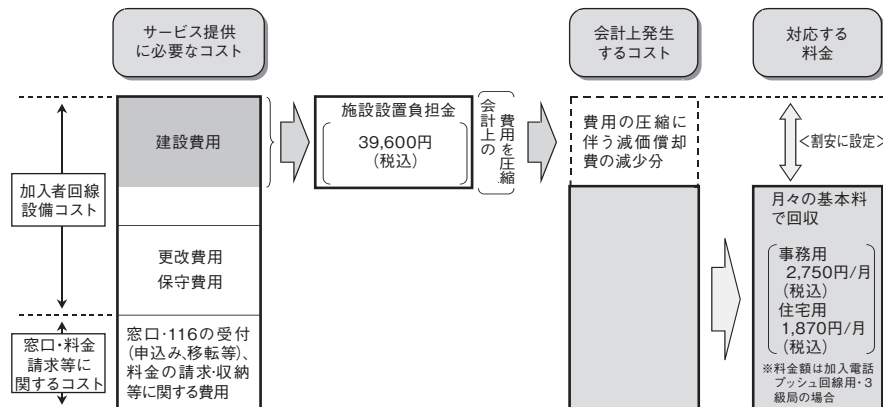


〈参考3〉施設設置負担金と基本料の関係について

(加入者回線設備コストの回収の仕組み)

・施設設置負担金の受入額を加入者回線の建設費用から圧縮することにより減価償却費が軽減され、月々の基本料が割安に設定されています。

※ 2019年度以降の新規取得の施設設置負担金については、圧縮記帳を廃止

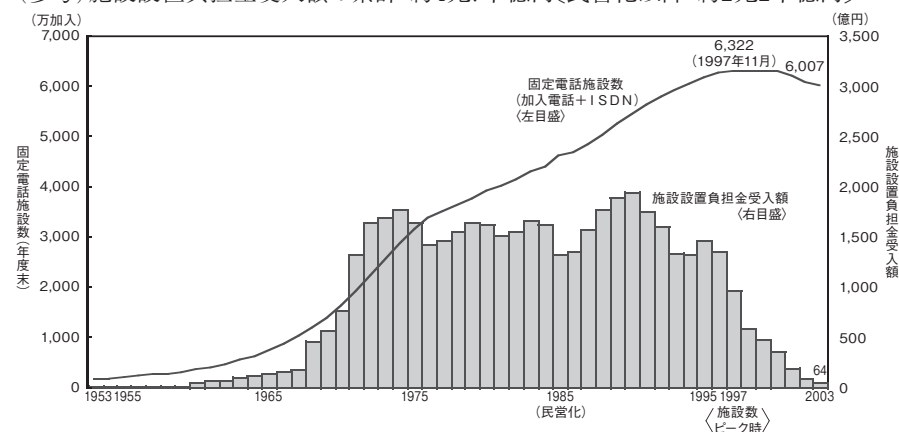


〈参考4〉固定電話施設数及び施設設置負担金受入額の推移

・固定電話施設数は、1997年度まで増加基調にありましたが、1997年度をピークに、暫く横這い傾向であったものの、最近では減少に転じております。

・施設設置負担金の受入額は、近年年々減少し、2003年度で64億円になっています。

(参考) 施設設置負担金受入額の累計: 約4兆7千億円(民営化以降: 約2兆2千億円)



※固定電話施設数のうちINSネット1500施設数はINSネット64ベースとし、10倍換算しています。
※施設数、施設設置負担金受入額はNTT西日本・NTT東日本の合計。

〈参考5〉ライトプランの基本料加算額の料金設定の考え方

- ・ライトプランの基本料加算額は、以下の費用をもとに設定。
 - ①施設設置負担金相当額の加入者回線設備にかかる法定耐用年数（平均14年）により算定される減価償却費
 - ②上記①の加入者回線設備にかかる金利相当額
 - ③ライトプラン提供に必要なシステム開発費
- ・新規契約時の初期負担の軽減を目的に、通常の加入電話やISDNとの選択制サービスとして提供。（参考）

1. ライトプランの料金額

（税抜）（単位：円）

	ライトプラン	（参考）通常の加入電話・INSネット64
基本料加算額	（値下げ前） 640 / 月 ⇒（値下げ後） 250 / 月 ＜2005年3月＞ 施設設置負担金の値下げに連動させるとともに、利回り低下による金利相当額の減少やシステム開発費の抑制効果を織り込む。	不 要
施設設置負担金	不 要*	（値下げ前） 72,000 ⇒（値下げ後） 36,000 ＜2005年3月＞

*工事費2,000円が必要（宅内工事（例：屋内配線工事）が必要な場合には、別途工事費が必要）

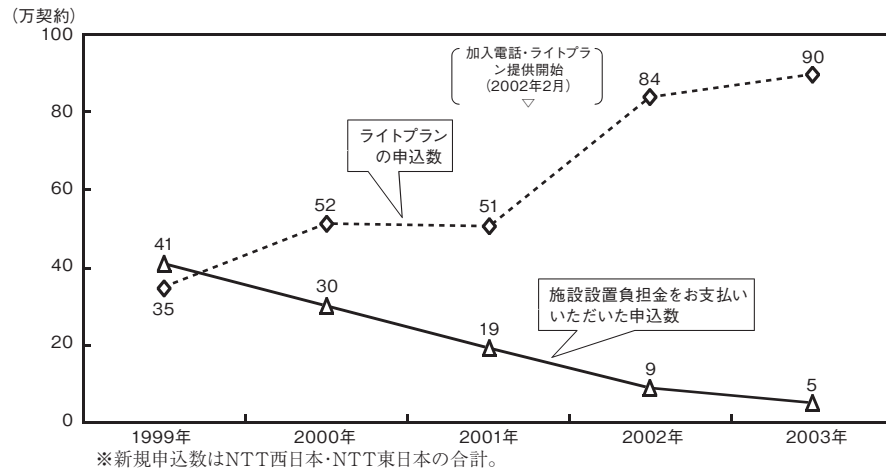
2. ライトプランの提供時期

INSネット64・ライト : 1997年7月～
加入電話・ライトプラン : 2002年2月～

〈参考6〉過去5年間の固定電話の新規申込数の推移

（加入電話+INSネット64）

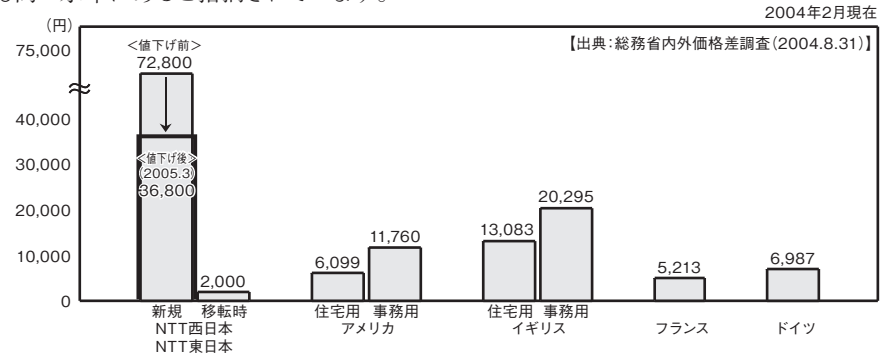
- ・施設設置負担金相当額を月々の基本料に加算してお支払いいただくライトプランの提供に伴い、新規契約のお客様の大半の方がライトプランを選択しています。（2003年度で約95%のお客様がライトプランを選択）



〈参考7〉欧米主要国との加入時一時金、移転時の費用の比較

（為替レート換算）

- ・電話加入時における一時金は、移転時における負担は低廉なものの、欧米主要国と比較しても高い水準にあると指摘されています。



（注1）為替レートは、1ドル=110.89円、1ポンド=205.00円、1ユーロ=135.20円（2004年6月1日為替レート）。

（注2）各国の料金は、アメリカはベライゾン・ニューヨーク、イギリスはBT、フランスはフランステレコム、ドイツはドイツテレコムの料金。

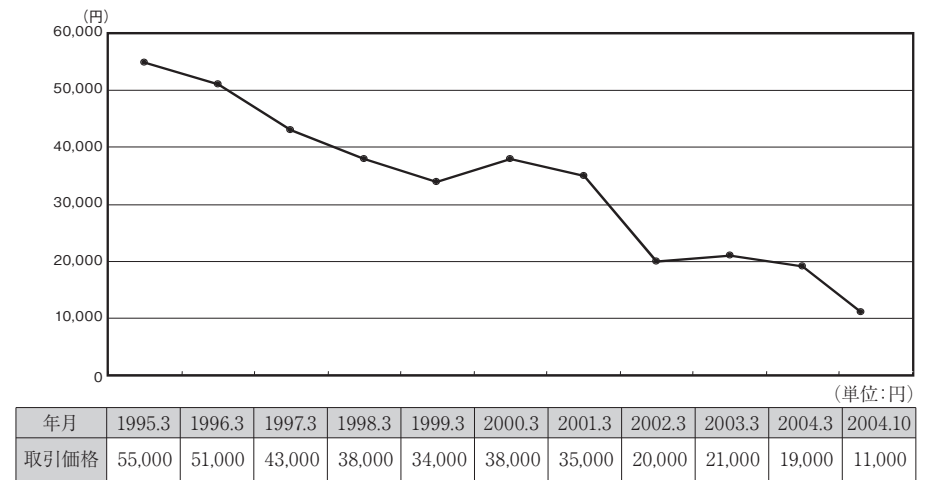
（注3）NTT西日本・NTT東日本の新規加入時の費用は、施設設置負担金と契約料の合計。移転時の費用は、局内工事のみ実施する場合。

（注4）NTT西日本・NTT東日本以外は新規と移転の場合の料金は同じ。

（注5）NTT西日本・NTT東日本、フランステレコム、ドイツテレコムは住宅用、事務用の料金は同じ。

〈参考8〉電話加入権取引市場における売買価格の推移

- ・全日本電話取引業協会の調べによると、電話加入権取引市場の売買価格は、年々低下してきており、2004年10月時点では1万円程度（取引業者間の仲値）となっています。



※電話取引業者間の仲値気配値（買値と売値の中間相場）[東京の場合]

※全日本電話取引業協会調べ

〈参考9〉総務省情報通信審議会答申の概要（施設設置負担金部分の抜粋）

1. 施設設置負担金の見直しについての考え方

以下のことに鑑みれば、「既に本来の意義を失い、新規加入の妨げとなり得る施設設置負担金については、NTT東日本及びNTT西日本が自らの料金戦略として、廃止も選択肢とした見直しを欲するのであれば、それは容認されるべきものと考ええる。」

(1) 施設設置負担金の現時点における意義

・契約者数が増えていた時代には、ネットワークの円滑な拡張のための資金調達の観点から一定の意義があったが、近年固定電話の契約者数が減少傾向にあり、加入者回線設備の新規投資も減少していることから、前払いの形で投資資金を調達する意味が低下してきたと言えます。最近では、新規加入時にライトプランを選択するユーザが圧倒的に多いことから、加入者にとって大きな負担となっていると推測されます。

(2) 電話加入権の市場価格への影響について

●施設設置負担金を見直しを行った場合、電話加入権市場における取引価格等に影響を与えることが予想されるが、次の点から、それを理由に施設設置負担金の額の見直しが妨げられるものではないと考えられます。

- ・施設設置負担金を見直したとしても、電話加入権が消滅したり、既存加入者の加入電話契約に基づく権利を制限するものではない。
- ・質権法や税法等における電話加入権の取扱いは、市場の需給関係に応じて価格が設定されることを前提としており、これらの法律によって電話加入権の価格が保証されていると解することはできないと考えられる。
- ・施設設置負担金の額は電話加入権の価格ではなく、施設設置負担金の見直しにより、事実上電話加入権の市場価格が低下しても、その市場価格まで保証すべき義務は契約上存在しない。

●NTTドコモの携帯電話の新規加入料の廃止に関する裁判においても、「税法上の規定から直ちにその財産の私法上の性質を論じ得るものではない」とし、「携帯電話の利用権が一定の財産的価値を有する資産と社会的に認められていたというにすぎず、そのことをもって携帯電話の新規加入料を値下げしたり、廃止することが許されないとまでいうことは無理である」との判断が示されています。

(3) 既存の加入者との公平性について

・合理的な理由をもって施設設置負担金を見直しを行った結果、既存加入者と新規加入者との間で費用負担に差異が生じることは、電気通信事業法に規定する利用の公平に反する、あるいは、不当な差別的取扱いに当たるとは言えないと考えられます。

(4) 競争環境の変化について

・NTT東日本・NTT西日本以外の直取電話サービス等は、加入時に施設設置負担金を徴収する必要があることから、NTT東日本・NTT西日本にとっては、競争対抗の観点から、できる限り早期に見直しを実施する必要性が高まっている。

2. 見直しに当たっての留意点

○NTT東日本及びNTT西日本に対して

- ・施設設置負担金を見直しは、NTT東日本・NTT西日本の経営判断の問題。
- ・既存の電話加入者や電話加入権取引市場の動向、自社の財務への影響等に配慮しつつ、今後の競争環境へ対応するための自らの料金戦略として判断することが適当。
- ・社会的コンセンサスを得るために、事前に十分な情報開示に努めるとともに、その算定根拠についても、国民の理解を得られるような十分な説明責任を果たすことが求められる。
- ・見直しに当たっては、既存加入者や関連市場等に対し一定の配慮（例えば、十分な周知及び実施までの期間を取り、段階的に実施）を行うことが必要。
- ・周知を始めてから廃止するまでの期間は、例えば、電話担保金融における貸付期間は概ね8割が5年以下であること、携帯電話の新規加入料の廃止は5～6年かけて段階的値下げの末実施したこと等も参考になる。
- ・施設設置負担金の性格等を日頃から利用者に対して説明することが必要。特に、施設設置負担金に対する誤った認識が生じないよう、ユーザに対する制度の適切な説明、職員の適切な対応への措置等に早急に取り組むことが求められる。

○関係法令の変更等（政府における措置）

- ・施設設置負担金を見直すこととなった場合、必要に応じ、質権法等、施設設置負担金・電話加入権の取扱いに関する規定が設けられている関連法令について、適切な見直しを行うことが求められる。
- ・非減価償却資産とされている電話加入権の税法上の取扱いについて、施設設置負担金を廃止することとなった場合には、政府は、過去の措置等も参考に、必要な措置を検討することが求められる。
- ・総務省は、NTT東日本・NTT西日本の施設設置負担金の見直しの動向を踏まえつつ、関連法令の改正等の必要な措置について、関係機関との調整を行うことが求められる。